

第10回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月9日(金) 午後1時00分から午後3時30分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

議案第86号 農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出について

議案第87号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第88号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第89号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第90号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第91号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

議案第92号 糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

議案第93号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定に

ついて（所有権移転）

議案第94号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について

6. その他

- 1) 非農地調査の結果について（報告）
- 2) あっせん申出の取り下げについて（報告）
- 3) 農地法第3条第1項の規定による許可の取消について（報告）
- 4) 農地取得に係る営農のヒアリング資料について
- 5) 農政対策委員会報告について
- 6) 農地対策委員会報告について
- 7) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（11月認定分）
- 8) 今後の予定について
- 9) その他

7. 農業委員会事務局職員

農地活用係長	前村永久
主事	赤嶺尚人
主事	沖香菜子

事務局 井上職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。お願いします。

職務代理者 改めまして、こんにちは。
もう12月に入りまして、今年も残すところ3週間余りで暮れでございます。

今年の一番の出来事としては、やっぱりロシアのウクライナ侵攻ではな
かろうかと思えます。それによりまして諸物価が高騰しておりまして、農
業経営にも大きな打撃を与えております。先日JAからファクスが参りま
して、肥料の価格が7月に上がったばかりですが、また12月に9.5%
上げるというふうなことが来ておりまして、私たちは売価に転嫁できません
ので、苦しいところでございますが、頑張っていこうとしか言いようが
ございません。

それでは、ただいまより第10回糸島市農業委員会総会を開催いたしま
す。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたしま
す。

本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農
業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業
委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事
録署名人の指名をお願いいたします。

議長 — 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。中原誠也委員と田中正一委
員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。

議案第86号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出につい
て」御審議をお願いいたします。

それでは、受付番号1番から御説明いたします。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番。

就農されてちょうど10年ぐらいで、今、借地で波多江のほうで、先ほどありましたけれども波多江で花に、トルコギキョウとかカラーとか、やっております。

10年の間に農林水産大臣賞を2回取ってあって、今年さらに10年の利用権の設定を結んでいますけれども、その先が見込めないということで、できればこの10年間の間に別に5反、まとまって、できたら1枚ないし2枚ぐらいで、今のハウスを全て移設したいというふうな考えでおります。

場所が、三雲、多久、二丈地域と書いてありますけど、できれば波多江、前原辺りであったらというようなことです。以上です。

議長

ありがとうございました。

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ないようでしたら採決に入ります。

あつせん譲受候補者登録につきまして、同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第87号「農地移動適正化あつせん申出(譲渡)について」、あつせん委員及び推進委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、番号1番から説明いたします。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

4ページを開いていただきまして、受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上5件でございますが、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、譲受候補者のあっせんをお願いいたします。ほかの方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

それでは、譲受候補者の発表を1番よりお願いいたします。
怡土地区の推進委員さん、お願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

続きまして、受付番号2番、前原地区の推進委員さん、お願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、受付番号3番につきまして、可也地区の推進委員さん、お願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長	それでは、受付番号4番、野北地区。
推進委員	【候補者名読み上げ】
議 長	それでは、受付番号5番、雷山地区の推進委員さん、お願いします。
推進委員	【候補者名読み上げ】
議 長	それでは、確認を事務局のほうで発表をお願いいたします。
事務局	【地区別にあっせん委員を指名】
議 長	<p>それでは、あっせん成立に向けてよろしく願いいたします。</p> <p>また、各この利用権設定がなされているということで、3条が成立するときにはその利用権設定は解除してもらわなければいけませんので、その辺りはちょっと十分に協議していただいて、あっせんに努めていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。</p>
議 長	それでは、次の議案に移ります。
事務局	<p>議案書の19ページをお願いいたします。</p> <p>議案第88号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。</p>
議 長	それでは、第3条の許可申請について、番号1番につきまして、報告をお願いします。
農業委員	農地法第3条第1項の規定による許可申請。
	【議案書に基づき読み上げて説明】
議 長	続きまして、番号2番をお願いします。
農業委員	はい。
	【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、3番をお願いします。

農業委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、番号4番、続けてお願いします。

農業委員 続けて、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 それでは、番号5番につきましてお願いします。

農業委員 受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、6番をお願いします。

農業委員 受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 それでは、番号7番につきましては、丸山副会長、お願いします。

副会長 受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、受付番号8番をお願いします。

農業委員 番号8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 そして、9番につきましては私から。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、10番をお願いします。

農業委員

受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

続きまして、11番をお願いいたします。

農業委員

受付番号11番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

これは住宅附属の農地になっております。

事務局

大変申し訳ございません。今回、議案、受付番号11番の次に12番、もう一件案件がございまして、こちら議案書のほうに記載がございません。大変申し訳ございませんが、受付番号12番につきまして御記載をお願いしたいと思います。

【議案書に基づき読み上げて説明】

すみません。こちらの案件につきまして記載が漏れておりました。追加でございますが、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(「あっせん売買」と言う者あり)

事務局

区分につきましては、あっせん売買ということで、議案書の追記のほうをお願いいたします。

この分、また追加の議案というところで、委員皆様のほうに配付いたしますので、大変申し訳ございません、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、11番につきましては住宅に附属する農地ということで、第2調査部会が面談をしております。面談の報告を第2調査部会長、お願いいたします。

調査部会長

面談の報告を行います。

それでは、議案書の23ページの番号11番の■■■■さんの面談の報告をいたします。

12月2日に第2調査部会で面談を行いましたので、報告いたします。
氏名は■■■■氏。

議案書は104から106ページを御覧ください。

■■■さんは40歳で糸島市川付に住んであります。■■■さんは4年前から地域の方から稲作を習いながらされてありました。地域とのかかわりを大事にされているようで、技術面や農機具等の営農面で心配はありませんし、やる気を十分感じました。

ただ、住宅にはリフォームをしてある最中で、木材等が農地のほうにちょっと置いてありましたので、それは終わり次第撤去をしてくださいというのを伝えております。以上です。

議 長

12番につきましては、ただいま配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

3条につきましては、ちょっとその前に9番について、事務局、登記簿が山林、原野になっておるばってん、そこら辺の説明はいいかな。

事務局

9番ですかね。

議 長

9番。

(「8番」と言う者あり)

議 長

8番か、ごめんなさい。

事務局

今回の8番の■■■の305番3が地目が山林、次の■■■の306番1、原野、306番2も原野ということで、こちら農地台帳のほうに掲載がなかったもので、地元の宗敏郎委員と現地の方を確認してきましたら、こちら305番の1と一体的な利用の分、305番の2という部分についても、ちょっと道路からと反対にあるんですけども、こちら手狭な土地でございますが、305番の2と306番の2が一体利用されておる状況ということで、現地の方は農地と一体化しておるということで、農地法の規定でございます現況主義という言葉がございますが、台帳地目に関わらず現況が農地の場合は農地法の適用を受ける土地という規定がございますので、今回、台帳地目が異なりますけれども現況が畑ということで提案が上がっております。こちらにつきましては、農地法の適用を受ける土地でございますので、農地法の3条の取引がありましたので、農地法の3条の許可を求めるものでございます。以上でございます。

議 長

そういうことですので、よろしくお願いいたします。

それでは、3条につきまして質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 採決の前に、審査表の説明をお願いします。事務局、お願いします。

事務局 農地法第3条の規定につきましては、18ページに記載しております7つの審査項目のほうで判断となるわけでございますが、こちらの項目で一つでも「はい」がついておりますと原則許可できない状況になるということでございます。

この受付番号1番から12番につきましては、11番以外につきましては全て「いいえ」に該当するということを確認しております。

受付番号11番につきましては、先ほど部会長のほうから、住宅に附属の農地ということで、50アールの経営面積を切るわけでございますが、糸島市独自の下限面積の特例基準に該当しておりますので、例外的に許可できるということでございます。

以上、12件につきましては、書類審査上は許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長 それでは、採決に入ります。

第3条につきまして、1番から12番について、許可と判断されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

それでは、そろそろ1時間になりますので、ここで休憩といたします。2時10分から始めたいと思います。休憩といたします。

(休憩)

議長 では、審議に入りたいと思います。

事務局 議案書の25ページをお願いいたします。

議案第89号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、東司第2調査部会長のほうより、現地の第2調査部会の審査報告をお願いいたします。

調査部会長

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の28ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の1ページと2ページもお願いいたします。

農地区分は第1種ですが、集落に接続した農地に住宅を建設する目的のため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会といたしましては、都市計画法の開発許可が伴う案件であり、関係各課からの意見は調整できますし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断をしております。

続きます、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の33ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の3ページと4ページもお願いいたします。

令和3年12月1日付で農振除外地許可が出ております。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないことから、問題はありません。

第2調査部会としては、都市計画法の開発許可が伴う案件であり、関係各課からの意見の調整はできますし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断をしております。

続きます、番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きます、番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の48ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の7ページと8ページもお願いいたします。

今年の6月28日に農業用施設へ利用の区分を変更しております。農地

区分は農用地区域内の農地ではありますが、農振法で用途の転用のため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会といたしては、特に関係各課からの支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しております。

続きまして、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の55ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の7ページと8ページもお願いいたします。

申請地は一時転用行為のため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会といたしましては、特に関係各課からの支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しております。

続きまして、番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の60ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の9ページと10ページもお願いいたします。

先月の総会で継続審議となった案件であります。継続審議の理由といたしましては、計画図の不備なところで住宅以外の農地の土地の利用計画がなく、転用面積の必要性が審議できなかったためです。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないことから問題はありません。

第2調査部会といたしましては、ペットの遊び場や駐車スペースという目的において芝を張る計画が提出されており、また周辺農地への影響はありませんので、許可相当はやむを得ないということで判断しております。

(「議長」と言う者あり)

議長

はい。

事務局

大変申し訳ございません。今、受付番号6番、代表取締役の欄がちよつと消えてしまっております。申し訳ございません。こちら [REDACTED] [REDACTED] につきましては、 [REDACTED] でございます。「 [REDACTED] 」

に、「■」に「■」ですね。■■■■さんといいいますので、追記のほうをお願いいたします。申し訳ございません。

調査部会長

続きまして、番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の65ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の11ページと12ページもお願いいたします。

先ほどと似ておりますけれども、隣の土地でありますので、あまり住所的には変わりはないと思いますが、農地区分は第2種農地であり、ほかに転用代替地がないことから問題ありません。

6番と同じく、先月の総会で継続審議となった案件で、継続審議の訳としては、計画図の不備ということで住宅以外の土地利用計画がなく、転用面積の必要性が審議できなかったためです。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないことから問題ありません。

第2調査部会としては、小さなお子様の遊び場や駐車場スペースの目的で芝を張る計画で提出がされており、また周辺農地への影響はありませんので、許可相当はやむを得ないと判断をしております。

続けていいですか。

議長

はい、どうぞ。

調査部会長

それでは、計画変更でいいですか。

議長

議案が第90号と一緒になっていますので、これで一緒にいこうと思います。

事務局

いえ、議案89と90と分けて。

90号は計画変更でやっていますので、89は5条で審議いただければ。

議長

はい、分かりました。

それでは、ただいま5条申請につきまして説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員

お尋ねしたいんですけど、6と7の関係なんですけど、内容的に図は別にしたということでありまして、基本的にはここで自然公園法、地区計

画の関係で許可が必要であるというようなことが出ておりますけど、その進み具合はどんなか、お尋ねしたいと思います。

議長 事務局、都市計画法なり案内を。

事務局 今、進捗状況ということでお尋ねがあったかと思います。こちらまず、今藤嶋委員がおっしゃったように、ここにつきましては自然公園法の制限がかぶるところ、かつ地区計画区域内での建築ということで、農地法、自然公園法、開発許可と同時進行ということで、同時許可という形になります。

それで、今、申請人に確認しましたところ、両方とも手続中ということで、今、農地法の5条許可申請を継続中ということで、同時許可にしかありませんし、同時進行をしておるという状況で伺っております。

やはり自然公園法の関係で、やはり建築物の敷地、建てられる分が敷地境界から四方5メートル以内は建物は建てられないという制限はある中で、今、開発許可、自然公園法の許可というところを今進めておるという部分につきまして、今、申請人代理人のほうから聞いておる状況でございますので、進行はしているものかと考えております。以上です。

議長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

事務局 申し訳ございません。先ほど申し上げた同時許可の件ですが、自然公園法については農地法や開発許可と同時許可ではありません。失礼いたしました。

農業委員 11番中原ですけれども、受付番号3番の■■■■の件ですが、面積が4,511平米の農地改良ということで、43ページのほうは山林のほうを含めて改良となって、最終的には面積が増える事に……。

事務局 ちょっとこれ計画図、43ページの部分で、今回、山林の地目でありました748、747、744を、この区域も農地と合わせてということで、こちら43ページの、ちょっと見えにくいんですけども、こちらの農地造成をした後、もう山林部分である部分についても農地利用を行うということで願入れがっておりますので、ここの合計をしますと5,056平米ですかね、744番が1,986平米平地が残ります。747番が1,201平米平地が残りますというところで、もともとの751番の農地分については1,421平米が平地、746番につきましては448平米が平地ということで、山林部分についてもどうされるのかということで申請人に確認したところ、畑としてしますというところで、作付計画書

も自然薯とサツマイモで25アールずつ作付しますという計画書も出ておりますので、山林部分を平地にする部分についても農地利用ということで間違いないかと思っております。以上です。

職務代理者 同じく3番についてお伺いしたいんですけど、これは以前から問題になっておったあの土地ですか。貸すの貸さんのという、あその土地じゃなくて。

議長 その横です。

職務代理者 横、違うか。分かりました。

議長 ほかに何か質問、意見。

農業委員 4番の農業用施設で乾燥調整施設というのがありますけど、どういったものの乾燥なのかが、ちょっと何を指しているのかわかりません。

(発言する者あり)

議長 米、麦の乾燥施設になります。

調査部会長 今の現状が、今持ってあるところが住宅地の中にあるようなところで持ってあって、そこでやっぱり乾燥とか苗の育苗をしてありますが、分かりやすいといったら [REDACTED] の横に持ってありますが、かなり住宅も周りにずうっと建っているし、ほこりとかそういう問題があるので、やっぱりちょっと離れたこちらのほうに移転するような話を。

議長 ほかに何か質問、意見ありましたら。

事務局 ちょっと補足でいいですか。

議長 はい。

事務局 すみません。先ほどの3番の部分ですね、このもともと746番、751番、非農地証明が出ておったところで、751番のほうが大半がもう竹林・山林化しておった状況で、隣同士の土地になりますので、合わせて千五、六百平米しか作付ができないところを改良するというところで、地籍上は4,511平米あるものの千五、六百平米しか使えなかったところをちょっと改良して、山林も含めてというところで計画になっておるとい

ことでちょっと補足をさせていただきます。以上です。

議長 ほか何か質問、意見ありましたら。

農業委員 受付番号3番の、これは第2調査部会の現地調査の説明資料の中の5ページになるんですけど、都市計画課のほうも地形審が該当しないで、環境政策課の3,000平米以上の土地の形質変更の場合は土壤汚染対策法の部分で届出が必要というふうに記載してあるんですけど、要はどちらが厳しいのかということをお聞きしたいんですけど。

事務局 環境条例のほうは簡単のようです。というのが、届出でしてくださいということで制限がないと。

今回、地形審という部分もちょっと意見も出ておるんですけども、県の環境土砂条例ですかね、こちらのほうの許可手続を取るということで進めておりますので、この際に勾配であるとかというところの制限、どうクリアしていくものかということになりますので、こちらの環境条例、ちょっと制限のかかる環境土砂条例のほうの許可手続もするし、これは当然3,000平米以上の土砂造成になりますので、こちらの環境政策課から出てきておる意見のほうも対応するということになってきているかと思いません。以上です。

農業委員 届出のほかに別に出すということですね。

事務局 届出のほかに別に出すんです。こっちはこっちで出しておいて、環境土砂条例の分も許可手続を取るということで、両方手続はするというです。

農業委員 分かりました。

議長 今3番の話が出た件ですね、ちょっと最後に言おうかなと思っておったんですけども、やっぱり農地改良で、この頃何かえらい10メートル以上の農地改良なり何なりで出しておったもんやけん、ちょっと今回の調査部会の中でも地形審の話は大分しよったんですけども、まず前回がそれをしていなかったから、ちょっとそれをして、何でこの前は許可して今度は許可せんとかというようなことも言われそうやしということであれしたんですけども、ちょっとよく考えたら、静岡のほうですか、土砂崩れがあれして、その前にあれは許可しているんですよ。それから、そういうふうなあれがあったけんということで、県からもやっぱりちょっとそういうところを見に来て指導していたみたいなんですけれども、やっぱり

今回からは3反以上の、ちょっと高さはどうのこうのというわけではないんですけども、やっぱり先にちょっと地形審をかけてもらって今度から審議に諮りたいなというふうに、ちょっと後で事務局とも話し合いたいなとは思っているんですけども、そういうふうにしたいたいなと思っておりますので、今後よろしくお願ひいたします。

ほかに何か質問、意見ありましたら。

農業委員 受付番号3番のこの地図を見よつたら、写真を見よつたら、水はどこかに抜けていくっちゃろうかと思ったんですが。

(発言する者あり)

調査部会長 水は、溜楯というか、調整池を造って、ずうっと暗渠で流すような形。

農業委員 下の川のほうへ流していく。

調査部会長 はい。

事務局 今、宗委員がおっしゃった、部会長からもあつたように、43ページが計画図で、上が42ページが現況図なんですけれども、今回この造成地の下に、ちょっと見えにくいですけど、調整池というのを設けます。この下にラインが書いている部分が今部会長が言われました暗渠、沈砂池に水をためておいて、それから暗渠で、こちらの40ページでいきますと、この水路と申しますか、こちらのほうに放流する計画ということで出ております。

農業委員 分かりました。

議長 ほかに何か質問、意見。

農業委員 3番の件ですけど、県道を横切って工事車両が頻繁に出入りするので渋滞が起きることがあるんですよね。これについて支障が出るのではないかなと考えているんですが……。

事務局 今の部分で、県道を、どういうことですか。

農業委員 県道から入って、交通量が。

事務局 多分この部分、工事の部分で、申請人のほうからは地元説明はやりまし

たということをちょっと伺っておるんですね。水利承諾のほうも出ておるといところで、工事の際に、県道をといところで、恐らくそういう部分って警察のほうにも使用届とかが出るんじゃないかなという気はするんですね。そこまで農地法の審議の中で出ておるかどうかまではちょっと見てはいないんですけども、所定の手続は踏んであるのかなと思いますので、地元のほうもどういう協議と、地元説明を行ったといところと併せて水利承諾書のほうも、その際にもこういう工事という部分は説明しておる中で、支障があれば、地域にある事業所でございますので調整というのは利くのかなと思うんですけども、そこまで正直把握していない状況ですけれども、所定の道路使用の分は、書類は出しているものではないかと考えております。

議長

よろしいでしょうか。

そこまでは把握していないけれども、申請は出しているんじゃないかということです。地元説明と調査部会をした日やったかな、その次の日か何か地元説明、役員さんのところに■■■さんが出向いて説明をいろいろするというふうな話を聞いておりました。

事務局

ちょうど調査部会のときにおられましたね。

議長

それで多分話してあると思います。

よろしいですか。

それでは、何かほかに質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

なかったら審査表の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可につきましては、24ページに記載しております一般基準、25ページ以降に記載しております立地基準を基に判断していくわけでございますけれども、まず24ページの一般基準でございますが、こちらの項目、資金計画もつけてきた申請でありまして、適当であるとかといところですね。

こちら、前回の継続審議となりました6番、7番につきましても「適当」と書いてあります。認めざるを得ない部分があるといところでの部会報告で、意見ございました。

こちら、支障があるとか、適当であるとかとい、一時転用につきましては作付計画に基づいた計画もあるといことで、一般基準につきましてはクリアするものでございます。

25ページからの立地基準でございますが、■につきましても第1種農地の不許可の例外という部分でクリアいたします。

■につきましても、今、立地基準上は代替地がないというところでクリアするものでございます。

■、3番につきましては、こちら一時的な転用行為ということで不許可の例外に該当しますので、クリアするものでございます。

4番につきましても、こちらは施設用地への、農振法の用途に従った目的での転用でございますので、こちらもクリアいたします。

5番につきましても、農用地区域内の農地でございますが、一時的な改良で農地に戻るということで、クリアするものでございます。

6番につきましても、こちら地区計画区域内での行為でございますので、ほかに代替地がないというところで、立地基準上はクリアするものでございます。

同じく7番につきましても、第2種農地でございますので、ほかに転用代替地がなければ許可できるということでございますので、立地基準も7件ともにクリアするものでございます。以上でございます。

議長

それでは、採決を採ります。

5条につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の71ページをお願いいたします。

議案第90号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、東司部会長、説明をお願いします。

調査部会長

農地法第5条の許可後の計画変更申請。

議案書の71ページをお願いします。

議案第90号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」報告いたします。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の72ページをお願いします。別冊の13、14もお願いします。

この農地は、令和元年5月22日付で、店舗兼共同住宅で5条許可を取得してありました。今回、当初の計画であった2階、3階部分の共同住宅部分を店舗に変更する目的に加えたいというために計画変更申請をされております。そのため、転用事業者は変わってはおりません。農地区分は第3種農地であり、反対はありません。

第2調査部会といたしましては、当初の転用目的と今回の転用目的を比べても復元農地への影響はありませんので、承認相当であると判断をしております。以上です。

議長

それでは、承認に関わる審査事項ということで、事務局のほうより説明をお願いします。

事務局

今回、計画変更承認申請ということで、事業所のほうから内容のほうを聞いております。当初の店舗兼共同住宅という部分で、事業の採算性を再考したところ、ちょっと共同住宅よりは今回の事業形成のほうがり成り立っていくという中で計画変更申請をされておる状況でございます。

こちら70ページの項目からいけば、1番のほうに該当してくる項目でございます。

こちら1番の上の四角からいきますと、こちら転用を計画どおりにしなさいという促進措置を行っても困難と認められる事案であるかということにつきまして、この部分についてはもう採算性の関係で困難であると認められるということになりますので、こちらは該当してくるものでございます。

次の法第51条の1項という部分につきましては、違反転用の是正措置の規定でございまして、違反に該当するような形で取消しを行うことが適当であるかということでございますけれども、こちら違反という部分には該当してきませんので、こちらは不相当と認められると判断できるものかと思えます。

次のaからfのaでございますけれども、こちら許可取消し後に元の地権者の方が効率的に農地利用できるかという部分につきましては、これは認められないという判断が成り立つと思えますので、不適正な利用をされることは認められないということに該当してきます。

次のbにつきましても、こちら故意または重大な過失という部分は認められないということで、重大な過失によるものではないと認められるとい

うことに該当するものと考えております。

cにつきましても、こちらは現在もう資金も調達しておりますので、緊急性が出てくるということで認められると、必要性が認められるということで判断できると思います。

事業計画に従って実施されることが確実であるかというdの項目でございますが、こちらのほうも認められるで判断できるかと思えます。

次のe、こちら転用事業変更後の農地への及ぼす影響でございますけれども、こちら部会長の報告もありましたとおり、以前と比べても同程度、そもそも周辺農地に影響がないということでございますので、こちらも認められるということに該当してきます。

こちらfでございますが、転用許可基準、いわゆる第3種農地でございますので原則許可できるということに該当してきますので、こちらの審査事項につきましては全て該当すると判断できるものかと思えます。以上でございます。

議長

すみません。計画変更の承認についての質疑を取っておりませんでした。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員

■■■■の、1番ですかね、71ページ、3階建ての店舗を2階建てに、共同住宅を2階建てにするということで変更しんしゃあですかね。大体何を販売されるんですか、店舗に。

調査部会長

直売所で大体野菜とかを販売するため。
あと、店舗の2階はギャラリーといいますか。

農業委員

分かりました。

事務局

すみません。こちら78、79ページが平面図でございまして、こちら小さく書いてあって見えにくかったんだろうと思います。

78ページが1階部分になるんですけれども、こちらは店舗ということで、直売所というところでの計画で、2階が今部会長がおっしゃったように民芸品という売場にしたいというところの計画でございます。

ちょっと文字が小さくなりましたので、ちょっと御質問があったかと思えますが、そういう内容でございます。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら質問を打ち切ります。
それでは、採決に入ります。
農地法第5条の許可後の計画変更申請ということで、承認相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の81ページをお願いいたします。
議案第91号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、農業振興課の担当者のほうより説明をお願いいたします。

農業振興課

議案91号の説明をさせていただきます。
資料82ページから85ページをお願いいたします。
申請者は、前原でハウスにてキクラゲを主に栽培してあります。令和3年9月に設立した法人です。
今後は、ハウスを増やし、基盤拡大を図ります。
農業の従事については、役員3人、常時雇用1人、臨時雇用2人の計6人で従事していますが、生産規模の拡大に合わせて雇用を増やす予定にしております。
これらのことから、経営の改善に向けた内容となっており、認定相当であると考えております。農業委員会におきまして審議のほうをよろしくお願ひします。

議 長

ただいま報告がありました。
質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
原案に対しまして、同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

農業振興課 すみません。もう一件ありました。説明が不足してあって申し訳ございません。

続いて、86ページから88ページの次のお一人の申請者の方の説明をさせていただきます。申し訳ございません。

次の申請者の方は、平成28年4月まで認定農業者でしたが、認定切れのため、再度認定申請を今回されてあります。

申請者は、波多江でカラーとトルコギキョウに経営されています。

今後は、ハウスを増やして生産規模の拡大を図られます。

農業の従事については、生産申請者と常時雇用3人、臨時雇用が2人の計6人で従事されてあります。今後の生産規模の拡大に合わせて雇用も増やされる予定です。

これらのことから、経営改善に向けた内容となっており、認定相当であると考えております。すみません、こちらの方の御審議のほうをよろしく願います。

議 長 それでは、■■■■さんのほうにつきまして、何か質問、意見ありましたら願います。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

原案に対しまして、同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の議事に入ります。

事務局 議案書の89ページをお願いいたします。

議案第92号「糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取につ

いて」御審議をお願いいたします。

こちらは別冊の資料となっております。

議 長

それでは、これも農業振興課のほうより説明をお願いします。

農業振興課

11月24日に糸島市農業振興地域整備促進協議会にて審議を行い、承認されました農振整備計画変更の除外5件について、農業委員会の皆様に御意見をお伺いさせていただきます。

議案第92号別紙資料と記載された資料を御覧ください。

表紙の次のページから、1ページとして、計画変更の内容として、所在地、現在の用途区分、面積などを整理番号順に掲載しております。

2ページは、土地所有者、転用事業者などを掲載しております。

整理番号3と5は、空き番とさせていただきます。

整理番号1、2は、二丈深江に建て売り住宅建設を目的とした申請、整理番号4は、富にトラック駐車場を整備することを目的とした申請、整理番号6は、三雲に農家住宅の建設を目的とした申請、整理番号7は、東に農家住宅の建設を目的とした申請となっております。

それでは、個別の内容について、整理番号1から御説明させていただきます。

資料は3ページから11ページまでになります。

本件は、二丈深江に建て売り住宅51戸を整備する計画です。

事業面積は1万2,905.2平米、そのうち1万2,293平米が農振農用地になります。

農振農用地から除外するための5要件の一つである必要性についてですが、令和4年9月末時点の糸島市の人口は10万3,508人です。上位計画である糸島市の総合計画において、令和12年の将来人口を10万4,000人と設定しております。これは、単純な人口増加を目指すということではなく、将来にわたって持続可能なまちとなるための人口として設定しているものになります。令和2年度以降に農振除外した案件、今後区画整理事業を予定するなどして整備する住宅戸数は793戸を予定しております。これらの整備が完了した場合は、現在設定している将来人口を達成することが見込まれます。そのため、市の目標人口や郊外エリアの人口増減という視点からの必要性についてはないと判断しております。

しかしながら、今回の申出地である筑前深江駅周辺は、都市計画マスタープランにおいて地区拠点と位置づけられており、都市機能の充実を図るエリアとしております。

9ページに掲載しておりますが、この計画地は、二丈深江の用途地域に隣接していること、筑前深江駅からおおむね300から500メートル以内に入っています。

また、10ページに掲載しておりますが、令和5年度に実施予定の住居表示の区域に組み込まれている地域になります。場所は、この真ん中の下辺りの■■■■の南東部分に当たる箇所となります。この住居表示の実施区域については、地元行政区長などで構成する町名検討委員会において、地域の意向を踏まえて検討しているとのことで、地元でもこの地域まで住居系の整備を考えていることとなります。

11ページに、当該地を含む一連の全体計画を添付しております。令和2年度に協議した案件が、上から3番目の■■■■と書かれた部分。今年7月の農業委員会総会で協議いただいた案件が、一番上の北側の■■■■の部分。この後、整理番号2で協議いただくのが2番目の■■■■の部分であり、この整理番号1が一番南側の■■■■の部分になります。

既に除外している箇所もあり、こういった一連の土地利用を考えた場合に、住宅地とすることがやむを得ないことであると考えております。

また、一連の住宅地開発であれば先にまとまった図面などを提示する必要があると思いますが、それができなかった理由については、8ページにありますとおり、開発区域が広範囲なため、1社だけでは開発を行うことが企業の体力的にも難しく、それぞれの開発業者がそれぞれ地権者と協議を行ったため、合意の時期がずれたということをお伺いしています。

先ほど見ていただいた11ページの4地区全体の計画ですが、それぞれの区域の連携については、西側の道路を6メートル高くすることで行うということです。各区域の道路配置などは、開発の担当課である都市計画課と協議を行っていただいております。

そのほかの要件については、7ページの上段に、農振土地利用計画図をつけておりますが、東側以外は白地に接しており、農用地の集団化等に支障はないと考えられます。

当該地の一部は認定農業者の方1人が耕作しており、代替地の確保を希望しておりますので、開発事業者と協議を行っているところになります。

また、当該農地がないと仮定しても、農業経営改善計画の再認定に支障はありません。

続きまして、整理番号2番、二丈深江に45戸の建て売り住宅を整備する計画です。

事業面積は、1万565.15平方メートルのうち農振農用地面積は9,422.99平方メートルです。

必要性につきましては、先ほどの整理番号1と同様の理由になります。

農用地の集団化については、16ページの上段が土地利用計画図になりますが、北側は7月の総会にて意見照会した案件で、現在除外に向けて手続を行っている箇所になります。南側は、令和2年7月の総会にて照会し、除外した箇所になります。当該地の南側の一部には農地が残る計画となりますが、地権者が継続して作付する意向があり、道路等に必要な部分

以外は農地として残します。

17ページは、二丈深江地区の用途地域が分かる図面を添付しておりますが、先ほどと同様に、用途地域に隣接している箇所になります。

当該値の認定農業者は1人が該当します。この農地として残す意向がある営農者が認定農業者の世帯となり、道路拡幅部分の48平米が対象となりますが、この農用地が減少したとしても認定に支障はありません。

続きまして、整理番号4、富にトラック等の大型車両の駐車場を整備する計画です。

事業面積は5,589平米です。

が倉庫の拡張を行うことに伴い、既存車両の駐車スペースを新たに確保する必要があり、今回の申請となっております。

22ページに、既存敷地の図面を添付しております。真ん中の右側の赤で囲っている部分が、今度倉庫を増設する部分になります。その右側の青い枠で囲っている部分が、これまで従業員用駐車スペースとして利用していた部分になりますが、この倉庫の拡張で駐車することができなくなるため、矢印で移動と記載している部分に従業員の駐車場を移動いたします。このスペースは、現在トラックなど大型車両を駐車しているようなスペースになります。この部分と、この図面の既存倉庫の上側と左側に駐車していた青枠部分についても安全確保のための作業専用スペースに変更することに伴い、併せてトラック56台分の駐車スペースを新たに確保する必要があります。都市計画法による既存敷地から20メートル以上離れていれば許可の見込みがあり、今回の申出地を設定しています。

農地法では農振除外後は第1種農地となる見込みで、既存敷地の拡張に該当する場合には転用見込みがあると伺っております。

21ページの上段に土地利用計画図を添付しておりますが、農振農用地の端っこと言える部分ではあると考えられます。土地改良事業で区画整理が実施されてはおりますが、昭和56年に事業が終了し、法で定める除外要件の一つである8年を経過していること、市の商工振興課から、当該エリアは都市計画マスタープランにおいて計画的開発優良地区の工業・流通地域に位置づけられており、今回の計画は市の土地利用計画に即したものであり、産業集積と地域経済の人口を考え、推進していただきたいという意見がっております。

こういったことを踏まえまして、当該地での申出についてやむを得ないと考えております。

続きまして、整理番号6番、三雲に農家住宅を建設する計画です。

面積は44.6平米です。

26ページの上段に土地利用計画図をつけておりますが、この赤枠が当該地となります。住宅地の中に1か所農用地区域が指定されている場所になります。現状は農地としては利用しておらず、集団化等に支障を及ぼす

ものではないと考えております。

申出者の営農地は飯原となりますが、妻の実家が所有する三雲の農地も今後手伝っていく意向があり、今回の申出地を選定したとのこと。

当該地の所有者の世帯は認定農業者ですが、住宅地の中の農地であり、ここで作付はしておらず、当該地がなくなったとしても特に支障はないと考えております。

続きまして、整理番号7番、東に農家住宅を建設する計画です。

事業面積は368.4平米、そのうち農振農用地の面積は195平米になります。

31ページの上段に土地利用計画図をつけておりますが、県道整備に伴う残地であり、営農に適した場所ではないと考えられます。県道を挟んだ南西側は農振農用地の広がりがある箇所となりますが、当該地に接する東側の宅地の一部も活用する計画となっており、申出者が所有する土地の中でほかに適当な土地はないと考えられます。

所有者は申出者の■であり、認定農業者ですが、当該農地が減少したとしても認定に支障を及ぼすおそれはないと考えられます。

以上、5件の概要説明です。よろしくお願いたします。

議長

ただいま担当者のほうより報告がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員

深江の担当ですが、4回に分かれて開発を行っていますが、地元のほうで一番危惧しておるのが排水の水の滞りです。既存の住宅地と、また田んぼとの境にある溝があると思いますが、その溝は最終的には■の横の側溝に落ちるんですが、雨水が一遍に多発した場合、そこがあふれる、浸水するんじゃないかというふうな心配をしております。一遍に開発をすれば暗渠か何か入れられると思いますが、そこはそこでしようけんですね。最終的に県が対応されるんですか。

議長

これはどうでしょうか。

農業振興課

4回に分かれて申出があったということで、個別に整備するというふうには考えていましたが、実際は設計者が同じということで、この計画地に関しては既存の水路よりも大きなものを設置するというで伺っております。

農業委員

最終的には■の横の側溝に落ちるわけ。そこが大きくならん限りはもう持たんやない。だから、下のほうで家があるんで浸水のおそれがあるということ。

農業振興課

おっしゃるように、ここを農地がそのまま浸透している部分が全て水路のほうに流れていくと。それで、その流末のほうは流量が多くなるということで、まず東側の素掘りの部分については大きな側溝にて排水をするというふうなことで業者から確認は取っております。

おっしゃる、例えば [] のほうがやっぱり水量が増えるんじゃないかというふうな御心配だと思っております。その点につきましては、再度水路の管理のほう、あるいは水道・下水道関係、また都市計画にもそういうふうな懸念があるというのは伝えていきたいというふうに思っております。

おっしゃるとおり、地下浸透する分が全て水路に流れ込んでいくという御心配あるかと思いますが、浸水しないような対策が何か取れないかということで、つないでいきたいというふうには思っております。

まだちょっと答えが出ておりませんが、そういうふうに都市計画課のほうには説明をしまいたいというふうに思っております。

農業委員

[] の横の側溝は、そこを……。

議長

手を挙げて言ってください。

農業委員

すみません。いいですか。地元の話なのでちょっと熱くなっております。

[] の横の側溝に両方とも集まるわけですね。その側溝を大きな事業しよるんやけんでみんなで話し合っって大きな側溝を入れ替えるとか、道路をまたぐ暗渠をもうちょっと大きくするとか、何かそういうような具体的に実行力がある計画に、これだけ大きな業者が入ってしておるけん、みんな話し合えばできるんじゃないですか。

議長

農業振興課。

農業振興課

おっしゃる意見、しっかり引き継いで、本当に工事ができるかどうかも併せて、そこまでを業者のほうにさせるということは言及しかねますけれども、何か対策ができないかというのはつないでいきたいというふうには思っております。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
原案に対しまして、同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の90ページをお願いいたします。
議案第93号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」御審議をお願いいたします。
内容につきましては説明いたします。
今回、受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま事務局のほうより説明がありました。
何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入ります。
原案の利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議案に入ります。

事務局

議案書の92ページをお願いいたします。

議案第94号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、第2部会長のほうより、現地報告並びに調査報告をお願いします。

調査部会長 議案第94号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の93ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の15ページと16ページもお願いいたします。

現地は、作物の作付はなく、遊休農地になっておりました。申請地は、住宅と隣接しており、農地への進入は、南側にある道路とは2メートル以上の高低差があり、申請人が所有する住宅からしか通作できない状況でした。

このような状況から、第2調査部会としては、指定相当と判断をしております。以上です。

議長 それでは、質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員 ちょっと私確認を的確にやっていたわけですが、先日、代理人の■■■さんという方が、恐らくこの土地じゃないかなということで思うんですが、住宅に付属する農地ということで説明に来られて、判こを打ったわけですが、その辺ダブることはありませんでしょうか。まず申請があったのかもしれないが。

事務局 農地指定申請という部分については、かぶることはないと思います。結局、共有名義であった場合等は共有名義でしか受けていませんので、同じ土地がそれぞれ上がるということはないかとは思いますが、直近の部分だったのかなという気がしますけど、かぶることはない。

農業委員 分かりました。

議長 ほかに質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、審査表を事務局、お願いします。

事務局

住宅付属農地の指定につきましては、91ページに記載しております7つの基準を基に可否を審議していただくこととなります。

(1) から (5) の部分につきましては、住宅宅地、農地が同一であることは登記簿で確認しております。

同じく、権利設定の関係につきましても登記簿で確認しましたが、ありません。

すみません。こちら審査表の(1)でございますが、「 」ではなくて、「 」ということで訂正をお願いします。

(3) 番、利用権設定等もございませんでした。

隣接するということで、同一大字内の農地でございます。

311平米ということで、20アール以内となっております。

(6) (7) につきましても、調査部会の現地調査の結果、遊休農地化という部分と、適当であるという意見が、指定相当という意見が出ておりますので、こちらのほうも該当してくると。

以上、7つの項目については適格という判断ができるものかと思います。以上でございます。

議長

それでは、採決に入ります。

住宅に付属する農地指定に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

全ての議事が終了しました。

その他のほうに移ります。

事務局

御審議ありがとうございました。

それでは、議案書のほう95ページにつきましては、こちら11月29日に非農地調査のほう第1回、事務変更がまず第1回目ということで、非農地調査の報告をこういう形状で上げております。申請件数としては6件ございまして、板持、泊が2か所、神在、二丈満吉ということで、こちら推進委員、農業委員の参加のほうも書いておりますし、こちら可否のほう結果のほうで判断しております。この分、写真をつけて、会長のほうとも決裁を取りまして、12月6日付で証明書の発行並びに非認定通知の

ほうを送付しておる状況でございます。この分、御一読いただければと思います。前回は報告したとおり、一覧表の部分と申請土地の位置図のほうをつけておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

次に、102ページでございますけれども、こちらは農地移動適正化あつせん申出の取下げの報告でございます。こちら2件、■■■さんのほうと■■■さんのほうが出ておりますので、報告させていただいております。

次に、103ページでございますが、農地法第3条第1項の規定の許可の取消しということで2件、荻浦の分と板持の分を上げておりますので、それぞれ備考のほうにも理由と申しますか、取消し理由のほうを備考として掲載させていただいております。

次に、104ページから106ページでございますが、こちら部会長の面談報告の資料がついております。

次に、107ページでございます。農政対策委員会の報告でございます。よろしくお願ひいたします。

議長

お願ひします。

副会長

農政対策委員会の報告になります。

【資料に基づき報告】

以上です。

事務局

ありがとうございました。

次に、108ページ、109ページにつきましては、農地対策B班の報告でございます。よろしくお願ひいたします。

議長

よろしくお願ひします。

農業委員

それでは、B班の報告をいたします。

1番の吉井の件からですが、譲り受けられたパイプハウスの格納庫に、トラクター、田植機等の一般的な農業機械と共にコンボ、キャタピラードンプがありましたが、全て農業機械であり、問題はありませんでしたし、農地取得時の倉庫使用状況を確認することとしております。また、コンクリートの置かれていたほかの農地については連絡が取れず、再度確認することとしております。

次、2番の前原西の件ですが、市街化調整区域であり、区の駐車場として出来上がっておりますので、地権者宛てに4条届出をしてもらうよう通知をしております。

3番、前原の件ですが、[]のホームページに、令和5年2月に野球場を建設するという記事を事務局が見つかり、現状を確認しております。現地は特に工事の状況は確認されませんでした。今後は様子を見ていきたいと思っております。

4番、桜井の件です。利用権が設定されておらず、いわゆるヤミ小作であるため、利用者が誰なのか分かりませんでした。カボチャ栽培後、そのままの状態マルチ込みにすき込まれており、マルチの切れ端がごみとして周りに飛散したり、周囲の野菜、特にキャベツですが、等に巻き込む可能性もあり、商品価値がなくなったり信用をなくすことが考えられるので、地権者に連絡をして、可能な限り取り除いてもらったり、今後こういったことが絶対起こらないように指導してもらうこととしております。

それから、東の件ですが、これにつきましては、東の[]、[]の[]についてはヨモギ等が植えられております。東の[]についてはツルマメが栽培されておりますが、ヨモギ等については、収穫、販売まで、どこまでできたのかと若干心配をしております。ツルマメについては、既に収穫時期を過ぎているようであり、栽培管理が徹底していないなど感じております。

また、5番のその他1筆[]ですが、これにつきましては竹炭等がかなりまき込まれており、土壌改良をされるものだと見ております。非常に熱心であるのかなと思う反面、栽培が雑で若干心配をしておりますが、耕作はしてありましたので報告しておきます。以上です。

事務局

ありがとうございました。

次に、110ページでございますが、こちら11月に審査いたしました農業経営改善計画の認定申請者一覧表でございます。御一読いただければと思います。

議案書の1ページに戻っていただきたいと思っております。今後の日程でございます。

【資料に基づき説明】

今後の日程につきましては以上でございます。

9番のその他につきましては、事務局のほうから特にございませんが、よろしく願いいたします。

農業委員

1月の農地対策A班の……。

(「1月24日」と言う者あり)

農業委員

県の研修会とダブってます。

議長

24日は県の研修会がある。日程を変えないと。

事務局

また調整させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長

ほかに何かありませんか。

ちょっともう時間がないようですので、これで締めたいと思いますが。

事務局

すみません、御審議ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を丸山副会長よりお願いいたします。

副会長

本日の慎重審議ありがとうございました。

これもちまして、第10回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

令和4年12月9日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

4 番 田 中 正 一

11番 中 原 誠 也

